

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）

重点課題に係る具体的施策

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）
- (3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討【施策番号14】
- 犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会 構成員（敬称略）

座長 小西 聖子（武蔵野大学人間科学部教授）

構成員 中島 聡美（独）国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所成人精神保健研究部
犯罪被害者等支援研究室長

太田 達也（慶應義塾大学法学部教授）

加藤 智章（北海道大学法学研究科教授）

久保 潔（元讀賣新聞東京本社論説副委員長）

松坂 英明（弁護士）

内閣府犯罪被害者等施策推進室長

警察庁長官官房審議官

法務省大臣官房審議官

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）

文部科学省スポーツ・青少年総括官

検討された論点

公費負担の在り方に関する検討

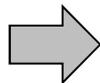
- 医療保険の適用拡大の可否
- 公費負担による新たな制度の導入の可否
- カウンセリング給付金（仮称）についての検討
- 現物給付の充実の必要性

経済的給付以外の問題点に関する検討

- 担い手の育成・質の維持
- 連携

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

医療保険の適用拡大の可否



医療保険の適用拡大は直ちに期待できない

診療報酬

- 診療報酬の改定は、中央社会保険医療協議会（中医協）で議論されることであるため、「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」において結論付けることができないとして、そもそもこの検討会の論点に含めること自体に対して疑問を呈する意見
- 他方、医療機関にとって、PTSD治療のための認知行動療法を保険診療としやすくすることが被害者の費用負担の軽減につながるとの意見

療養費

- 臨床心理士等において実施するカウンセリング費用に関しても、かかる心理職が国家資格となることで、あんま、鍼灸、マッサージ、柔道整復等の「医業類似行為」同様、療養費扱いに含めることはできないかとの提案
- 「医業類似行為」は歴史的経緯から医療保険制度に含まれているところ、医療保険制度が本来「医療」のための制度であることから、新たな「医業類似行為」を認めることが難しいとの説明

保険外併用療養費

- 臨床心理士等によるカウンセリングについても、保険外併用療養費（保険診療と保険外診療を併用した場合、いわゆる混合診療として全額保険外診療として患者の自己負担となること、保険外の療養であっても保険診療との併用を認める制度）の仕組みが使えないかとの意見
- 保険外併用療養費制度は療養の対象範囲が限定されており、その仕組みを使うことは難しく、また、臨床心理士等によるカウンセリングは、その性格を踏まえても保険外併用療養費の仕組みを使うことは極めて困難との説明

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

カウンセリング給付金（仮称）についての検討

検討の前提

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の時間的制約等に鑑み、医療保険制度や犯罪被害給付制度を前提としない、公費負担による新たな制度の枠組みについて、公費負担の対象とされるべき犯罪被害者等をどうするか、当該犯罪被害者に対する心理療法・カウンセリングの必要性判断の主体は誰か、公費負担の対象とされるべき心理療法・カウンセリングの範囲をどうするのかなどの様々な論点があることから、提案することは難しいとの結論



新制度の構築が難しい中、都道府県公安委員会への申請が要件とされているなど支援の範囲に制約はあるものの、制約の範囲内においては有効に機能している犯罪被害給付制度において、「カウンセリング給付金（仮称）」というような新たな種類の犯罪被害者等給付金を設けることで、支援範囲の拡大が可能か否かを検討

主要論点

- 犯罪被害者に対する心理療法・カウンセリングの必要性判断
- 負担対象となる心理療法・カウンセリング

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

カウンセリング給付金（仮称）についての検討

犯罪被害者に対する心理療法・カウンセリングの必要性判断

カウンセリング給付金（仮称）においては、保険診療とは異なる心理療法・カウンセリングの要否・適否についての判断が必要とされるところ、当該判断に不可欠な精神医学又は心理学的知見を有していない都道府県公安委員会が判断することは困難であるとの指摘



犯罪被害者等への心理療法・カウンセリングに精通した医師において作成した診断書に従い、医療機関において実施した心理療法・カウンセリングについては、当該犯罪被害者にとって必要な医療行為であったと認定する制度の構築が可能かどうか検討

【指摘された問題点】

精神科医（標榜資格）であることのみでは直ちに犯罪被害者治療に精通したと評価は困難

厚生労働省において実施しているPTSD対策専門研修（精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象）の研修終了者である医師を診断医とすることを検討するも、1年に2日間の研修が全国2か所において開催されているに留まることから、全国に適用されるべき制度の担い手としてはまだ不足

PTSD対策専門研修は、犯罪被害者にとって必要な治療や対応に特化したものではないため、研修受講をもって犯罪被害者の治療に精通したと見なすことは困難



仮にカウンセリング給付金（仮称）制度を創設することになった場合でも、何らかの形で、犯罪被害者等への心理療法・カウンセリングに精通した医師を選ぶ枠組みが創設される必要が認められる

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する 検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

カウンセリング給付金（仮称）についての検討

負担対象となる心理療法・カウンセリング

カウンセリング給付金（仮称）を創設する上では、どの範囲の心理療法・カウンセリングが公費負担されるべきなのかという制度の外縁についての限定が必要であるとの意見

「医師が診断した」ということで治療行為としての有効性・安全性は担保されており、更に基準を設ける必要性について疑問との意見

自由診療部分に公費負担を拡大している制度であることから、他の身体的被害に係る医療行為においても、保険診療以上の治療を望む犯罪被害者も存在するであろうことが想像できる中で、なぜ心理療法・カウンセリングについてだけ、自由診療部分も費用負担すべきなのかという理由付けが必要であるとの説明

自由診療においては、症状と医療行為及びその対応関係に限定がなく、かつ医療行為の報酬に関しても参考となる基準が見当たらないところ、公費支出の枠組みとして、一定の限定は必要であるとの意見

限定された範囲があらかじめ基準として明らかとなっていないと、診断書に記載されている治療行為が当該範囲に含まれるのかどうかについて判断し得ないとの指摘

カウンセリング給付金（仮称）によって公費負担されるべき心理療法についても、支給裁定を行うに当たっての基準が、精神医学的見地及び実際の犯罪被害者の心理的支援の臨床現場の知見なども踏まえた科学研究に基づき、明確化される必要があるとの意見

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

現物給付の充実の必要性

カウンセリング給付金（仮称）が実際に創設されたとしても、警察への被害届出をしていない犯罪被害者や、犯罪被害者の家族・遺族が対象から漏れることから、これらの者の心理的支援のニーズに応える方向での検討は必要であるとの指摘



都道府県警察職員又は警察から委嘱された臨床心理士等が提供しているカウンセリング及び民間被害者支援団体の相談事業への補助が、カウンセリング給付金（仮称）の支給対象に含まれない犯罪被害者の家族等についてもセーフティネットとして機能することを希望する意見

警察職員又は警察から委嘱された臨床心理士等に限定せず、犯罪被害者が自ら選んだ臨床心理士等で受けたカウンセリング費用を補助することが可能かどうかについても検討を求める意見

警察への被害届出を躊躇する性犯罪被害者

【第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）】

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 性犯罪への対策の推進

イ 被害者への支援・配慮等

診断・治療等に関する支援

男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。



この観点からの施策の進展も期待

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

経済的給付以外の問題点

担い手の育成・質の維持

公費において犯罪被害者の負担を軽減できる措置が整ったとしても、現実には、カウンセラー過疎ともいべき地域が少なくないことから、そもそも担い手の不足についての懸念が指摘



精神科医や臨床心理士等の心理職であれば誰でもいいというものではないとの指摘

【指摘された問題点】

- 研修の要否、研修を要するとした場合の研修が普及するまでの間の対応等について整理が必要
- 国家資格ではない心理の専門家が提供するカウンセリング・相談支援についても、犯罪被害者の心理的支援ニーズに応える全体像の中で、どのように位置付けられるのか
- P T S D対策専門研修は、犯罪被害者にとって必要な治療や対応に特化したものではないため、研修受講をもって犯罪被害者の治療に精通したと見なすことは困難

連携の問題

現状、犯罪被害者が必ずしも適切な支援を受けるに至っていない理由として、経済的負担のほかにも、そもそもどこに行けばいいのか分からない、又は、そもそも自分の症状に対してカウンセリング等が意味があることなのかどうか分からないという情報不足に陥っている問題点が認識



犯罪被害者の症状に気付いた、より早期の段階での心理的支援の従事者が、必要に応じてさらに専門的な治療者につなげる連携体制の構築が望まれる

民間の支援団体等犯罪被害者から相談を受け付ける可能性のある多様な機関においては、必要に応じ、公的制度へ犯罪被害者をつなげるための一層の連携が望まれる

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する 検討会」における検討状況と最終取りまとめについて

最終取りまとめ（平成25年1月）提言部分

本検討会は、治療を主に目的とする心理療法だけでなく、社会的支援のためのカウンセリングについても、犯罪被害者等からのニーズが高くその必要性、有益性を認めているところである。

現状において、社会的支援のためのカウンセリングのニーズに直接答えることができるのは、既存の機関・団体等が無償で提供している保険診療とは異なる心理療法・カウンセリングの機会であることから、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者とその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであると提言する。

心理療法・カウンセリングに係る犯罪被害者等の自己負担を軽減する上で、心理療法・カウンセリングに要する費用の公費負担について、例えば犯給制度においてカウンセリング給付金（仮称）を新設するなど、法制度として整備することが必要と認められるが、法制度の整備に当たっては、制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにすることが不可欠となる。

このため、本検討会として、精神医療をはじめとする医療、心理療法・カウンセリング及び犯罪被害者の治療に精通した医師等について知見を有する機関、有識者による研究会の設置を提言する。

これらの研究を踏まえ、心理療法・カウンセリングの公費負担制度が導入されることを期待する。

併せて、診療報酬における対応の検討にも資するよう、今後関連学会等においてPTSDの専門治療（PE法等の認知行動療法等）について、治療の安全性、有効性等に係る実証研究が推進され、その研究成果が被害者の需要を満たすように広く普及されていくことを期待する。